

東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金
申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)

東大和市
受付印

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)

東大和市長 殿

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

- 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、当時の住所を記載してください。
○ 「基準日(令和6年12月13日)時点の世帯構成員」、「基準日(令和6年12月13日)から令和7年5月31日までに出生した児童」及び、「扶養している別世帯の児童」を下記に記入してください。
基準日以降に子ども連れでの離婚により、新たに世帯主となった方が本給付金を申請する場合は、その旨を氏名欄に付記してください。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	生 年 月 日	令和6年1月1日時点の住所 (異なる場合には当時の住所を記載)	令和6年度住民税 課税状況等
	令和6年12月13日時点の住所 (異なる場合には当時の住所を記載)					
1				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所 ☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所	☐ 非課税 ☐ 所得割のみ非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 別居監護
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所 ☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所	☐ 非課税 ☐ 所得割のみ非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 別居監護
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所 ☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所	☐ 非課税 ☐ 所得割のみ非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 別居監護
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所 ☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所	☐ 非課税 ☐ 所得割のみ非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 別居監護
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所 ☐ 現住所と同一 ☐ 異なる 当時の住所	☐ 非課税 ☐ 所得割のみ非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 別居監護

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東大和市臨時特別給付金コールセンター ☎042-563-8610 受付時間:午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が非課税である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
ウ 課税者の扶養を受けている者のみで構成されている世帯ではない。
- ②【子ども加算の該当世帯のみ】 ① アの世帯の対象世帯のうち、18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童および令和7年5月31日までに出生した児童、別居監護中の児童を含む)が世帯員となっている世帯に該当します。
- ③ 世帯の中に、住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、東大和市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、東大和市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 提出された申請書の不備があり、別途通知により定められた期日までに修正が行われない場合、給付金の申請を辞退したものとみなします。また、東大和市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、別途通知により定められた期日までに、東大和市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の申請後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、不支給の決定がされることに同意します。また、給付金の支給を受けた後においては、東大和市へ返還することに同意します。

提出書類

☐ 『東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類』のコピー
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等のコピーをご提出ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類』のコピー
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご提出ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名